



市章

大津市公報

令和3年8月1日
号外(第42号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 62 大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 63 大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第62号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項第1号中「額」の次に「に100,000円を加算した額」を加え、同項第2号中「。以下「国年政令」という。」を削る。

第2条の5中「旧国年政令」を「国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令」に改める。

様式第2号(裏)中「組合員証」を「組合員証等」に、「提出」を「提示」に改める。

様式第2号の2(表)中「平成21年10月改正」を「平成28年4月改正」に改め、同様式(裏)中「組合員証」を「組合員証等」に、「提出」を「提示」に改める。

様式第2号の2の2(裏)、様式第2号の3(裏)及び様式第2号の4(裏)中「組合員証」を「組合員証等」に、「提出」を「提示」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の大津市医療費助成条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の様式による受給券は、当分の間、この規則による改正後の大津市医療費助成条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第63号

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則(昭和58年規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)中「組合員証」を「組合員証等」に、「提出」を「提示」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の大津市老人福祉医療費助成条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の様式による受給券は、当分の間、この規則による改正後の大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。